



## 高額介護費・高額医療費払い戻し支給額の誤通知について

と き 平成 29 年 5 月 12 日 発表

と ころ 練馬区介護保険課、国保年金課

高額医療・高額介護合算制度に基づく、介護保険と医療保険の年間自己負担限度額を超えた方への払い戻し支給額について、誤った額の通知、および通知もれがあったことが判明しました。

区が行った支給額のデータ処理に、誤りがあったために発生したものです。

支給額の誤通知および通知もれという、区民の皆様の信頼を損ねる事故が起きたことを深くお詫び申し上げます。真に申し訳ありません。誤った額を通知した 127 名、通知もれがあった 17 名の方には謝罪をするとともに、正しい支給額を改めて通知しました。

区は、事故の発生を重く受け止め、再発防止に努めてまいります。

### 【事故経過について】

区は、平成 28 年 12 月から平成 29 年 1 月にかけて、計算対象期間である平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日の間に医療保険と介護保険の両方を利用された方のデータ処理を行い、支給対象者の判定および支給見込額を仮算定しました。

このデータを東京都後期高齢者医療広域連合に送付し、平成 29 年 2 月 9 日、対象となる 7,085 名へ、区と広域連合から支給見込額を通知し、あわせて支給申請書を送付しました。

その後、区は支給額の本算定を行い、支給申請者に対し、平成 29 年 4 月 24 日に支給決定額を通知しました。同年 4 月 26 日、支給申請した区民の方から、支給決定額が支給見込額より少ないことについて問合せがありました。

そこで改めてデータ確認を行ったところ、127 名分について、誤った支給見込額を通知していたことが分かりました。また、17 名の方に支給見込額の通知もれがあったことが分かりました。

区が行った支給対象者の判定および支給見込額の仮算定のデータ処理について、誤りがあったために発生したものです。

区は、すでに支給申請をした方には、謝罪文を送付し、支給申請していない方には、謝罪文とともに、正しい支給見込額および支給申請書を改めて送付しました。また、通知がもれていた方には正しい支給見込額および支給申請書を送付しました。

### 【再発防止に向けて】

今後、支給対象者の判定処理を行うプログラムの管理体制を見直すとともに、支給見込額仮算定のデータ処理等の確認体制を再構築し、再発防止を図ってまいります。

### 【参考】高額医療・高額介護合算制度について

同一世帯内の利用者で、計算対象期間内（毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日）に、介護保険と医療保険の 1 年間の自己負担合計額が年間の限度額を超えた場合に、超えた分を支給する制度です。負担限度額制度の適用には申請が必要となります。区では、東京都後期高齢者医療広域連合と共同で事務を行っています。

【問合せ】練馬区 介護保険課 管理係 電話 03 - 5984 - 2863